

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律 要綱

第一 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

（第一条関係）

一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（以下「機構」という。）の業務の範囲に、第十四条第一項第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を行うことを追加すること。

二 中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取

1 総務大臣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（一の業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととすること。

2 総務大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（一の業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければ

ならないこととすること。

三 その他規定の整備をすること。

第二 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正関係

(第二条関係)

一 実施指針等の特例

1 総務大臣は、平成三十四年三月三十一日までの間、第三条第一項に規定する実施指針について、従来の内容に加え、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施に関して定めなければならないこととすること。

2 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者は、平成三十四年三月三十一日までの間、第四条第一項に規定する実施計画を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができることとすること。

二 機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例

1 機構は、第六条第一項に規定する業務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、次の業務を行うこととすること。

(一) 認定計画（一）の2の認定を受けた実施計画をいう。以下同じ。）に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

(二) 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

(三) (一)及び(二)の業務に附帯する業務を行うこと。

2 1において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとすること。

(一) 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。）に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を他人の利用に供する事業をいう。

(二) 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録として記録することが可能な情報を大量に記録し、

並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの（以下「特定電気通信設備」という。）を他人の利用に供する事業であつて、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものをいう。

三 その他規定の整備をすること。

第三 電気通信基盤充実臨時措置法の廃止

（第三条関係）

電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止すること。

第四 その他

（附則関係）

一 この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 所要の経過措置等について定めること。

三　その他所要の改正を行うこと。